

青森市動物愛護管理員設置条例の制定について

1 制定理由

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年6月19日に公布され、都道府県等（中核市を含む）にあつては、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（以下「動物愛護管理担当職員」という。）を置くこととされた（令和2年6月1日施行）ことから、本市における動物愛護管理担当職員の設置に係る条例を新たに制定するものである。

2 制定条例

青森市動物愛護管理員設置条例

3 制定の内容

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により新設された第37条の3の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置くことを規定する。

参考 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（動物愛護管理担当職員）

第三十七条の三 都道府県等（※）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

（※）都道府県等：都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。

4 施行期日

令和2年6月1日